

『出雲国風土記』の ここが面白い

これまで4つの章にわたって、『出雲国風土記』についてお話ししてきました。盛りだくさんで、通読は難しかったかもしれません。ただそれだけ『出雲国風土記』は、現代に生きる私たちに多くの古代の情報をもたらしてくれます。第5章では、多岐にわたって風土記が伝えることのなかから、面白くて注目すべき観点を3点に絞って、お話をしてみたいと思います。

1. 『出雲国風土記』は事実を語る

(1) 『出雲国風土記』は「真書」なのか

この節をお話しするにあたって、まず確認する必要があるのが、『出雲国風土記』は本当に奈良時代、奥書にある天平五年（733）に編集されたものなのか、という点です。第1章でお話ししましたように、風土記は写本という形で現在に伝わっています。風土記が真書（偽物ではない）かという意味は、写本の大元となった原書が天平五年に作成された公の文書（またはそれに直接関係する文書）だったのか、ということです。

史料批判 古い文書や典籍には、後世に何らかの意図で作成されたものや、書き換えられたりしたものもあります。1300年前に編纂されたものが完本で伝えられているのですから、そのような疑念が浮かぶのも当然です。文献史学（文字で書かれた史料から歴史を探求する歴史学）では、史料批判の一環として、その文書の信頼性について必ず検討をします。

偽撰（ぎせん）説論争 『出雲国風土記』の研究には長い歴史があります。鎌倉時代には引用が認められ、とくに江戸時代以降、活発に研究されてきました。ただ、江戸時代にその真偽について何らかの論争があったかどうか、現在に残る記録からは知ることができません。

戦後まもなくの昭和25年（1950）、編集者で歴史家の藪田嘉一郎（やぶた かいちろう）氏が『出雲国風土記』は平安時代以降に作られた、という偽撰（ぎ

せん) 説を發表しました。この考えに対しては、多くの歴史学者から反論が出されて、「論争」といわれる状況になりました。藪田氏が偽撰説を提唱した大きな論拠は、巻末の「天平五年二月卅日」という日付がおかしい、小の月であるはずの二月に三十日は存在しない、ということでした。

しかし、正倉院文書(しょうそういんもんじょ)に含まれる同時代の文書に、天平五年二月三十日が存在することが明らかになり、『出雲国風土記』が真書であることは共通認識となっています。

(2) 『出雲国風土記』の正確さを示す同時代史料

① 「出雲国計会帳(けいかいちょう)」と『出雲国風土記』

正倉院文書に含まれる「出雲国計会帳(いずものくにけいかいちょう、以下「計会帳」とも呼びます)」と風土記の記載との比較は、**第4章1節**で詳しくお話ししていますので、ここではかかわりがある部分だけ述べます。正倉院文書は、奈良時代に東大寺で写され、正倉院に収められた写経(しゃきょう)や事務に使われた文書です。それは、平城京で使われた様々な文書の反故紙(ほごし、使用した裏紙)が利用されたため、その裏をていねいに読み解いていくことで、奈良時代に書かれたさまざまな文字・内容が判明しています。その中の一つが「出雲国計会帳」です。計会帳には天平五年八月から天平六年七月までの、都と出雲国府の間の文書のやり取りが記録されていました。それが明らかになったのは明治になって、写経書の文書の裏の内容について調査研究が進んでからのことです。つまり、明らかに『出雲国風土記』が編纂された時代の「同時代史料」なのです。

国造一族の書き方の一致

「出雲国計会帳」と風土記を比べるうえで、最もわかりやすいのが、出雲国造(くにのみやつこ)や郡司の名や書き方が一致していることです。天平五年八月の項に次のような記載があります。

「一 廿日符壺道〈国造帯意宇郡大領外正六位上勲十二等出雲臣広嶋追状〉 以八月廿五日到国」

同年九月項には

「一 二日符壺道〈飯石郡少領外従八位上出雲臣弟山給伝馬参匹還却状〉 以九月九日到国」

とあります。出雲臣広島と出雲臣弟山は、**豪族の節**でお話ししましたように8世紀前半の出雲国を代表する豪族です。

出雲臣広島『出雲国風土記』と「出雲国計会帳」の表現

	職名	官位	勲位	名前	備考
出雲国風土記	國造帯意宇郡大領	外正六位上	勲十二等	出雲臣廣嶋	細川家本
出雲国計会帳	國造帯意宇郡大領	外正六位上	勲十二等	出雲臣廣嶋	

出雲臣弟山の『出雲国風土記』と「出雲国計会帳」の表現

	職名	官位	勲位	名前	備考
出雲国風土記	飯石郡少領	外従八位上		出雲臣弟山	細川家本
出雲国計会帳	飯石郡少領	外従八位上		出雲臣弟山	

上の表は二人の豪族の記載を風土記と計会帳とを比べたもので、1文字たりとも違わず、ぴったり一致することが分かります。計会帳の内容が明らかになったのは明治時代なので、天平五年以降の人がその内容を知る手立てはありません。

二書で整合する記載 風土記と計会帳の記述は矛盾するところはなく、また整合する内容が多くあります。とくに計会帳は文書のやり取りの記録なので、地名（郡や郷の名）・施設名や人名がよくできます。郡や郷の名は風土記と一致しています。また人名は風土記の郡司として登場する氏族と同じ氏がたくさん登場します。たとえば、天平六年五月十四日の記事に「大原郡屋裏郷（やうちのさと）」の「額田部宇麻（ぬかたべうま）」という人物が出てきます。一方豪族の節でお話ししたように、風土記の記載では額田部氏は大原郡を代表する氏族で、屋裏郷を拠点としていたらしいことがうかがえます。つまり、風土記で推測される地域と豪族の状況が計会帳で傍証されるのです。

②国史との関係

『日本書紀』と『出雲国風土記』 『出雲国風土記』が完成される前に、『古事記』や『日本書紀』が国家によって編纂されています。いずれも、天皇在位の順に歴史や伝承が記述されていますが、「天皇記」の前に「神代巻」があります。天皇が日本国家のトップとなって「日本」を治めていた伝承の前に、天皇の祖先が神だった時代の神話が記載されています。神話の舞台として出雲が多く登場することは有名ですが、『出雲国風土記』は国家の神話をうまく取り込んで、矛盾

がないように編集されているという考え方が通説です。もちろん、一定の事実が反映されているとされる5世紀以降の記載とも整合しています。

『続日本紀』と出雲国造 また奈良時代の歴史を国史として記した『続日本紀（しよくにほんぎ）』には、和銅六年（713）の「風土記撰進命」が記されていますし、出雲臣広島や出雲臣弟山が出雲国造（いずものくにのみやつこ）に就任した記事も掲載されています。

「**出雲国造外従七位下出雲臣広島奏神賀辞**」（『続日本紀』神亀四年（724）正月戊子条）

風土記編纂責任者の出雲臣広島は724年に出雲国造に就任し、平城京で任命の儀式が行われて、服属の祝詞（のりと）を奏上したことが分かります。

「**外従七位下出雲臣弟山授従六位下為出雲国造**」（『続日本紀』天平19年（746）三月己未条）

天平五年の風土記編纂時に、大原郡少領だった出雲臣弟山が、出雲国造となったことが記されます。

風土記に登場する二人の重要人物が、年次として矛盾なく『続日本紀』に登場しているのです。実は「国史」に地方の国造記事が出てくること自体が特殊です。奈良時代には国造制は実質的に廃止されているからです。出雲は特別扱いされ、国造就任時に都に出かけて儀式に参加するのですが、その記載が風土記と一致することは重要です。

③飛鳥時代～奈良時代の木簡（もっかん）との一致

木簡とは 7世紀後半ころから、法や文書による政治や行政が行われるようになります（律令体制）。すると文字によって行政文書や記録が作られるようになります。しかし当時、紙はとても貴重な品でした。ですので、通常の文字でのやり取りや記録は、木の札に書くことが一般的でした。その文字が書かれた札を木簡（もっかん）と呼びます。

現代によみがえる木簡 遺跡を発掘すると、条件が良ければ木で使った品々（木製品）が出て来ることがあります。古代の役所や寺の跡などを掘ると、当時書かれた木簡が出土することがあるのです。木簡には墨で文字が書かれています。墨は長い間土の中に埋まっても消えにくい性質があるため、木簡は当時の文字をそのまま観察できるすぐれものといえます。とくに当時の都だった

藤原京や平城京、その周辺の王族の館、大寺院などには、全国から大量の木簡が集まっており、地域の生の情報をつかむことができます。また地方の役所でも木簡が利用されていて、松江市大草町の出雲国府跡でも木簡が出てきています。

木簡は利用された後に廃棄または放棄されたまま土の中に埋まったものですから、まぎれもなく同時代史料そのものです。

平城京・東大寺出土木簡と『出雲国風土記』 平城京には、地方から税金としての特産物が送られてきます。その荷物にはどこの誰から何をいつ送ったか、という「荷札」がつけられました。その例で松江市内から送られたものをあげます。

「出雲国秋鹿郡多太郷中男作物海藻陸片 籠重十両 天平九年十月」

中男作物（ちゅうなんさくもつ）とは、17歳から20歳の男子に課せられる物納の税のこと。陸斤は6斤のことを表し、斤は重さの単位です。風土記通りに秋鹿郡多太郷から、海藻が送られたことが分かります。『出雲国風土記』が完成して4年後のことです。

「出雲国嶋根郡生馬郷中男作物烏賊 陸片 籠壹斤 天平九年十一月」

烏賊は海のイカ、陸片は6片のことを表します。同じく天平九年に風土記記載の生馬郷からイカが納められました。生馬は海岸ではないと、いぶかしがる方もおられるかもしれませんが。生馬は松江市街の北側ですが、標高差のない佐太神社付近を通れば、すぐに恵曇海岸に出られます。奈良時代のことですので、腐らないように干物や塩漬けなどで送られたのでしょう。

また平城京の一部に建てられた東大寺の近辺から、次のような木簡が出土しています。

「大原郡佐世郷郡司勝部□智麻呂」

（□は判読できない文字）

と書かれていて、『出雲国風土記』



平城宮出土
「嶋根郡生馬郷」木簡
（奈良文化財研究所
『木簡庫』より）



平城宮出土
「秋鹿郡多太郷」木簡
（奈良文化財研究所
『木簡庫』より）

の記述通りの大原郡佐世郷の郡司が、天平勝宝期、750年前後に東大寺大物造立に関わったことが分かります。風土記に記された大原郡の郡司には、「勝部」氏がいるので、この点も符合します。

(3)遺跡が語る『出雲国風土記』の事実関係

戦後、特に昭和40年代以降には、さまざまな理由で遺跡の発掘調査が各地で進められました。すると、奈良時代の遺跡の中で『出雲国風土記』の記述とかかわるのではないかと、という例が増えてきました。この項では、松江市内の例を中心に、遺跡が風土記の記載を裏付けたものを紹介します。

①『出雲国風土記』に書かれた役所の位置と遺跡

風土記には場所を表すために、それぞれの郡の役所、郡家（ぐうけ）を基準としています。郡家は今でいう市役所に近いと考えればよいでしょう。さらに意宇郡には国庁がおかれたことも書かれており、それは今でいう県庁に近い機能を持っていました。

A.郡家（ぐうけ）と遺跡

郡の役所、郡家は風土記に記載される施設や郷、山野等の所在地を示す基準ですから、長い研究史の中で多くの説が出されています。ただ、その所在地が証明されるのは、郡家の跡とされる遺跡が発掘調査によって明らかになることです。郡家にも多様な施設がありますが、その中心は郡庁です。出雲で郡庁跡または郡家に直接関係する遺跡が調査されているのは、出雲郡、神門郡、大原郡の3郡です。それらの郡家跡は『出雲国風土記』に書かれた位置と符号しているのです。

出雲郡家 出雲郡の郡家跡は、出雲市斐川町出西の後谷（うしろだに）遺跡、稲城（いなぎ）遺跡、小野遺跡のあたりと考えられ、郡家に置かれた正倉（税金の米を納める倉庫）跡や木簡、字が書かれた土器、瓦などが出土しています。郡庁跡は分かっていませんが、広い範囲にわたって郡家が存在したと考えられています。



斐川K038 後谷遺跡

神門郡家 神門郡は出雲市古志町の古志本郷遺跡で、郡家（ぐうけ）の中心的庁舎である郡庁の建物が見つかっています。大型の建物が方向を合わせて、規則的に並んでいる様子が分かっています。郡庁跡は二つの時期に分かれて見つかっていますが、その古い時期は8世紀前半から中ごろにかけてと考えられており、まさに『出雲国風土記』が編纂された時期と合います。



古志本郷遺跡 想定神門郡庁跡空中写真
（『古志本郷遺跡V』より）



古志本郷遺跡 想定神門郡庁跡実測図
（『古志本郷遺跡V』より）

大原郡家 大原郡は、風土記の記載から天平6年段階の郡家は斐伊郷にありました。一方で大原郡と名付けた理由として

「郡家之正西（まにし）一十里一百里一十歩に田一十町許りあり。平原（はら）なれば、号（なづ）けて大原と曰（い）ふ。往古之時（むかし）、此處（ここ）に郡家有りき」

という記述があり、郡家に移転したと書かれています。その古い時期の郡家跡と考えられるのが、大東町仁和寺にある郡垣（こおりがき）遺跡です。**豪族の項**にも詳細を記していますので、参照してみてください

松江市内の郡家 松江市にあたる意宇郡、島根郡、秋鹿郡では、郡家そのものの遺跡は見つかっていません。意宇郡の郡家は、巻末の道度（みちのり）の条文の中に

「〈前略〉飯梨河（いいなしがわ）なり。また、西へ二十一里にして国庁、意宇郡（おうのこおり）の家（みやけ）の北なる十字街（ちまた）に至り、即ち分れ

て二つの道となる。一つは正西（まにし）道、一つは、北（きた）に枉（まがれる）道なり。〈後略〉」

とあるため、古代山陰道と枉北道（きたにまがれるみち）の十字路の南にあり、出雲国庁が近いことが分かります。ただ意宇郡家の遺跡は、調査が及んでいないため見つかっていません。詳細は、後に国庁（国府）のところでお話します。

島根郡の郡家は、福原町芝原遺跡で8世紀から9世紀頃の建物跡が集中して見つかかり、墨で文字を書いた墨書土器も出土していることから、郡家説があります。ただ、全体の建物配置などが郡庁にしては整っていないことなどから、定説にはなっていません。ただ、近辺に郡庁があった可能性はあります。

B. 出雲国庁と遺跡

出雲国庁は昭和43年からの発掘調査により、大草町の六所神社付近にあったことが分かっています。国庁の周りには、出雲国の政治や行政にかかわる諸施設があり、その全体を国府と呼んでいます。逆に言えば、出雲の政治・行政・公教育・生産・宿舎などの機能が集まるエリアを「国府」といい、そのなかで政務の中心的な儀式を行う場所を「政庁」または「国庁」と呼ぶのです。

出雲国府の復元模型が八雲立つ風土記の丘で展示されています。この模型は、発掘調査で見つかった遺跡と『出雲国風土記』の記載を参考にして作られていますので、古代出雲の中心地をビジュアルに理解するのにとても役立ちます。



出雲国府周辺の復元模型（八雲立つ風土記の丘）

国庁 出雲国府政庁（国庁）の周辺は、昭和・平成・令和と長い間発掘調査が行われ、その様子が明らかになっています。政庁は意宇平野の中央南側に位置しています。このあたりは周辺と比べると、標高が高くなっていて、水害にも強い安定した土地柄です。

さて、政庁の様子を具体的に見ていきましょう。正殿（せいでん）と呼ばれる赤塗りで大規模な建物を中心に、その前に前殿、後ろに後殿が建ち、その両脇には細長い建物（脇殿）がありました。出雲国の重要な儀式のときは、正殿で国司や郡司の上官たちを中心として儀礼が行われ、国府や郡家の役人たちが脇殿に並んでいたと推測されます。



出雲国府跡 政庁周辺の復元模型



発掘調査中の出雲国府政庁東脇殿
（奥の赤い柱が正殿跡、森は六所神社）
（島根県埋文センター2022より引用）

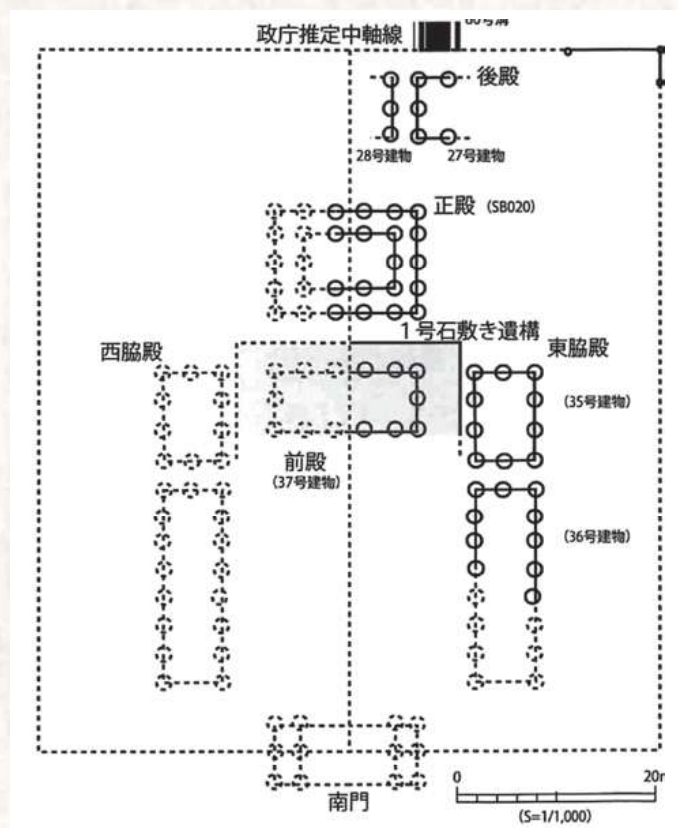
道と事務棟 政庁の東隣には、広い南北の道が通っており、これが『出雲国風土記』記載の枉北道（きたにまがれるみち）の基点になっていると考えられます。政庁の北には、「曹司（ぞうし）」と呼ばれる事務棟が並んでいました。現在でいうところの一般的な庁舎と考えれば遠くないでしょう。

館（たち）と官営工房 さらにその北には、国司次官の介（すけ）の「館（たち）」がありました。国司は中央から派遣されますので、いわば官舎が必要でした。今でたとえれば知事公舎が近いでしょう。そして館は宿舎機能だけでなく、行政執行の場だったり、儀式や宴会の場所でもありました。国府の一画で、重要な機能を担っていたので、門や塀があり、そのなかには二棟の大きな建物が並んでいました。

館の東側には枉北道が通り、それを挟んで東には漆を使った工房や玉を作った工房がありました。漆を塗った製品としては、武具の鎧、武器の刀剣などの鞘、官人が腰帯に付ける飾りなどがあります。国が兵士や官人に与える大切な品として、官営工房が設置されたものでしょう。

国庁と意宇郡家 『出雲国風土記』には、前にお話ししたように、国庁と意宇郡家と一緒に記載されています。

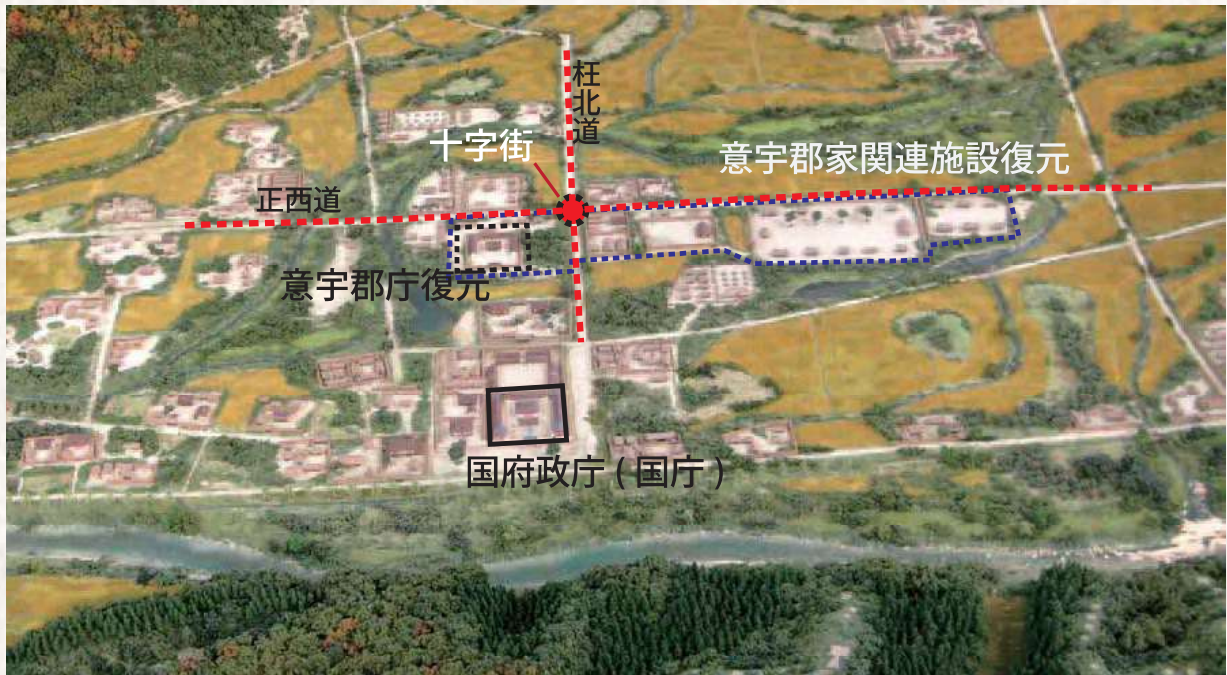
「**国庁、意宇郡（おうのこおり）の家（みやけ）の北なる十字街（ちまた）に至り**」



出雲国府政庁推定模式図
(実線：発見された遺構、点線：推定)



出雲国府跡復元模型 国府と意宇郡家、十字街付近



模型で復元された出雲国庁、十字街と意宇郡家の位置関係

という記述から両者は極めて近いところにあり、二つの官道が交わる十字路が北にあることが分かります。国庁と枉北道の位置は発掘調査でほぼ決まっています。正西道（まにしのみち、古代山陰道）の位置も歴史地理学的に研究がすすみ、ほぼ分かっています。国府の館と正西道推定ラインの間には、未調査の空白地があります。その空白地にあたる、国庁とそれに付随する国司館の北側に、意宇郡家（おうのぐうけ）の一画があった可能性が高いのです。

C. 山代郷正倉と遺跡

正倉（しょうそう）とは税金として集められた米を納めて貯蔵するために、公（おおやけ）が設置した倉が置かれたところです。税としての米は郡単位で徴収されて、正倉は一般的には郡家に設置されました。ところが『出雲国風土記』では郡の下の行政単位である郷



発掘調査中の山代郷正倉の倉庫跡
(大型柱穴が床下部分に並びます。)
(島根県教委2012より引用)

(さと)の項に「正倉有り」という記載がみられる場合があります。その一つが意宇(おう)郡山代郷です。

「**山代郷(やましろのさと)**。郡家の西北三里一百二十歩なり。所造天下大神(あめのしたつくらししおおかみ)大穴持命(おほあなもちのみこと)の御子、山代日子命坐(い)ませり。故(かれ)、山代と云ふ。即ち正倉あり。」

1970年代後半までは、一部の郷での「正倉有り」はその意味が不明で、風土記の記載を疑う向きもありました。ところが、昭和53年に大庭十字路(現国道432号旧道と県道竹矢八重垣神社線の交差点)の東隣で発掘調査が行われ、多くの倉庫と考えられる建物が整然と並んで出てきました。まさに山代町周辺に古代の倉庫群があったのです。周辺からは焼けた米もたくさん出てきていることもあり、風土記の正倉にあたる遺跡と考えられました。意宇郡家と考えられる十字街推定地から、北西の方向1.8km付近、ちょうど風土記の記載ともぴったりだったのです。古代文献と一致する遺跡として国史跡に指定され、現在柱穴の配置が復元されて公園となっています。その後の松江市営住宅付近の発掘調査で、県道の南側にも山代郷正倉が広がっていることが分かりました。



山代郷正倉跡から出土した炭化米



復元模型の山代郷正倉

か



倉庫の柱が復元された山代郷正倉跡



山代郷正倉の想定復元図（『古代出雲文化展図録』より転載）

②風土記の寺、新造院と遺跡

お寺や新造院については、**第3章2節**でお話しをしましたが、ここでもあらためて新造院と発掘調査成果の関連のお話しをしたいと思います。『出雲国風土記』には1か所の寺と10か所の新造院が記載されています。新造院が寺院を指すことは前にお話しした通りです。

松江の新造院 松江市内には、山代郷（やましろのさと）に2か所、新造院があったことが記されています。その場所については、長い研究の中で茶臼山周辺に2か所、古代の瓦が出てくるところがあり、そこが新造院跡ではないかと考えられてきました。山代町・矢田町の来美廃寺（くるみはいじ）と山代町の四王寺（しわじ）跡です。1980年代から発掘調査が行われてきて、二つの寺跡の様子が明らかになり、ともに風土記記載の新造院跡として国の史跡に指定されました。古代寺院の中で、地方で文献に登場する遺跡はとても貴重だからです。

二つの新造院の位置 あらためて山代郷の二つの新造院の記載を見てみましょう。
新造院一所。山代郷の中にあり。郡家（ぐんけ）の西北四里二百歩なり。巖堂（ごんどう）を建立つ。僧（ほふし）なし。日置君目烈（へきのきみめづら）が

造りし所なり。出雲神戸（いづものかんべ）の日置君鹿麻呂（へきのきみしかまる）が父なり。

新造院一所。山代郷の中にあり。郡家の西北二里なり。教堂（きょうどう）を建立つ。住める僧（ほふし）、一軀（ひとり）あり。飯石郡の少領、出雲臣弟山（いづものおみおとやま）が造りし所なり。

どちらも郡家の西北にあり、距離が異なります。ただ、『出雲国風土記』の方角は、おおむね北と西の間の広い角度を「西北」と記します。後者の新造院は、二里ですから1 km強となります。先にお話しした四王寺跡は、寺域から意宇郡家のある十字衝（ちまた）まで1.05kmほどですから、距離はピッタリで方角は西北西です。前者の新造院が、四里二百歩ですから約2.4km、来美廃寺は直線で1.85kmですが茶臼山（神名樋野、かんなびの）を挟んでいますので、記載距離が長めになっていると考えれば誤差の範囲内、方角は北北東になります。なお、官道（枉北道、きたにまがれるみち）沿いに北へ1.4kmいき、西に折れて1 km行くと来美廃寺に至りますので、合計2.4kmで、ほぼ風土記の記載通りのところに古代寺院が残っているのです。

山代郷にあると『出雲国風土記』に書かれた三つの施設が、現代にまで残されていることは奇跡的なことで、あわせて国の史跡に指定されています。

山代郷の二つの新造院は、茶臼山をはさんでほぼ南北の位置に建立されまし



史跡出雲国山代郷遺跡群（正倉跡、北新造院跡、南新造院跡）の位置

た。国の史跡に指定されるにあたり、来美廃寺（くるみはいじ）は北新造院跡、四王寺（しわじ）跡は南新造院跡と名付けられました。

A. 山代郷北新造院

来美廃寺は古くから古代の瓦が拾われていたため、山代郷新造院跡の一つとして有力な候補地でしたが、長らく実態が不明でした。それが平成8年からの発掘調査によって、寺院としての全貌がほぼ判明しました。これから寺院跡の概要をお話しします。

一金堂二塔の伽藍配置 山代郷北新造院は、丘陵の南向き斜面を造成して建設されました。古代の寺院は原則として、南に向いて設置されました。斜面なので、高い側を削り（切土）、その土砂を低い側に盛って（盛土）平坦面を造り出し、堂塔を建てていました。最も高い平坦面には、中央に金堂、その左右に塔が建つ特徴的な伽藍（がらん）配置です。金堂跡の中央には、本尊等の仏像を安置する「須弥壇（しゅみだん）」が残っていて、仏像が3体置かれていたことが分かっています。



山代郷北新造院 推定復元イラスト
(島根県教委提供)



山代郷北新造院跡
発掘された金堂跡西から (島根県教委提供)

講堂か 金堂の下の平坦面には、大型の基壇と柱穴が見つかっており、講堂（僧侶たちが集まって仏法の教えを学ぶ場所）があったと考えられています。さらに南には門などがあったはずですが、今は不明です。造立者の日置臣日烈（へきのおみめづら）については、**第7章豪族の2節**に詳しく記述していますので、お読みください。

B. 山代郷南新造院

発掘調査で明らかになった南新造院 南新造院は、茶臼山（神名樋野）の南ふもとの緩やかな斜面に建立されました。古くから住宅地でしたので、全容はわかりませんが、大型の建物が立っていた基壇や、南の門、西の境を区切る溝などが見つかっています。また、仏像の髪の毛を表現する螺髪（らほつ）、仏事専用で作られた須恵器の浄瓶（じょうへい）や鉄鉢（てっぽつ）形などの須恵器や、法事に使う灯明皿（とうみょうざら）などが出土しています。建物の上に葺いた瓦もたくさん出ていて、古代にお寺があったことは間違いありません。



山代郷南新造院跡 整備された基壇



推定復元模型の山代郷南新造院

造立者と立地条件 第7章豪族の2節で記したように、現役の郡司で次の出雲国造となった出雲臣弟山（いずものおみおとやま）が造立した寺ですので、正西道（ましにのみち、古代山陰道）に面した一等地に造られています。

③風土記の通道（かよいじ、官道）と遺跡

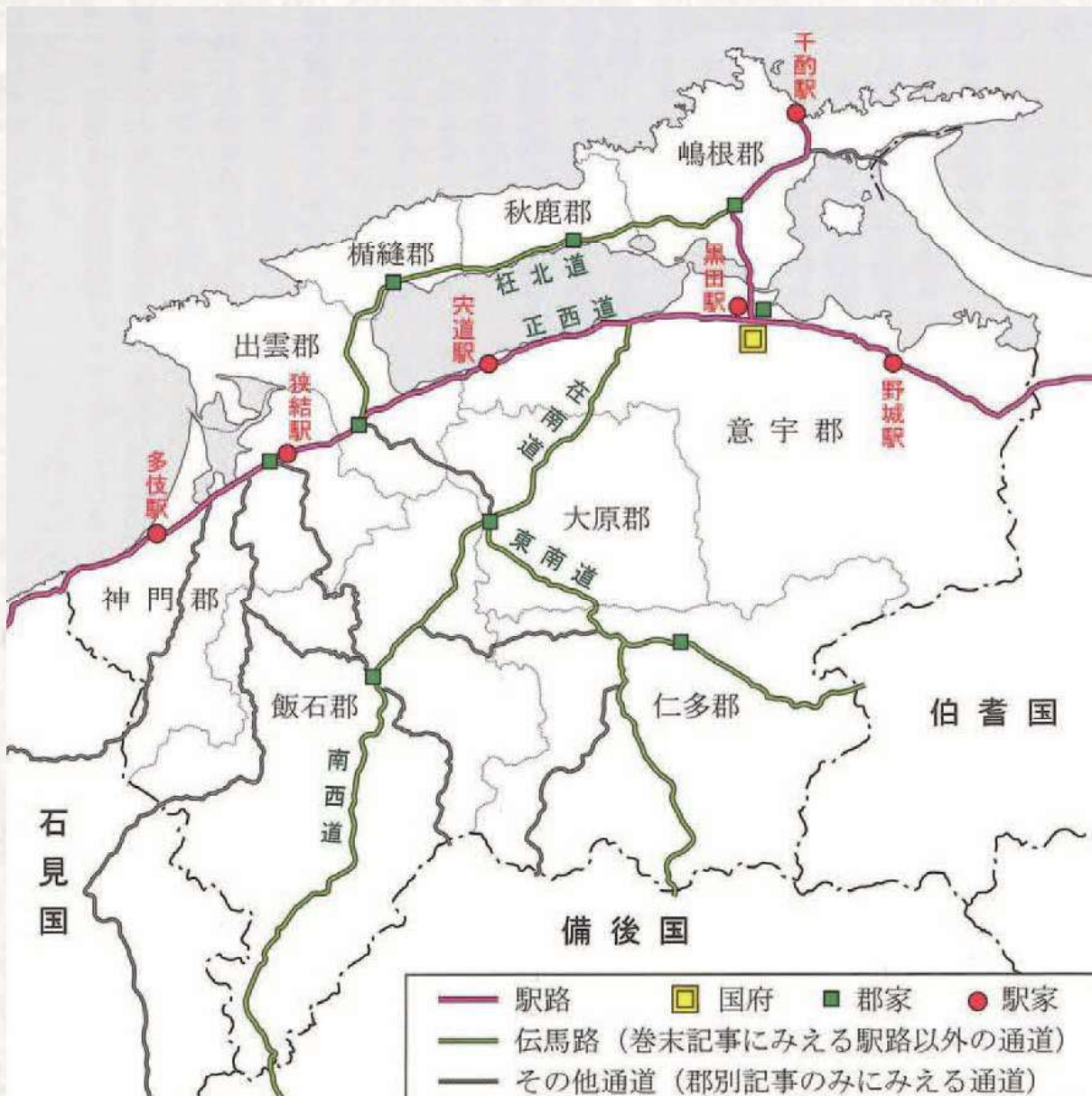
7世紀後半頃から、法や文書で政治・行政を行う律令体制が整ってくると、都と地方を結ぶ道路が国策として整備されていきます。大陸にならって、幅が広くて直線的な道路（官道）が、全国的に作られていき、交通・流通・軍事の根幹として機能しました。

出雲国の官道 『出雲国風土記』には、郡家（ぐうけ）の間や出雲国と隣接する国とをつなぐ官道「通道（かよいじ）」が記載されています。主要な道には、出雲国府を中心として、名がつけられています。

現在の松江市内を通るのは、「正西道（ましにのみち）」、「枉北道（きたにまがれるみち）」、「在南道（みなみにあるみち）」です。「正西道」は伯耆国

から出雲国を東西に縦断して石見国に続く、『古代山陰道』のことを指します。

「枉北道」は国庁から「朝酌渡（あさくみわたり）」を經由し「千酌駅（ちくみのうまや）」から大海を渡って隠岐国につながるとともに、入海（宍道湖）の北を通って出雲郡で山陰道につながる道です。「在南道」は山陰道玉造付近から大原郡に抜け、「東南道」「南西道」を経て備後国（今の広島県）に続く道です。



古代出雲国の官道（中村2022より転載）

A. 正西道（まにしのみち）と遺跡

意宇郡の郡家がある十字街（ちまた）を基点に、西へ延びる道を、『出雲国風土記』では「正西道」と記しますが、この道は伯耆国との境界から続く古代山陰道と同じ道を示しています。

松本古墳群の切通し

乃木福富町の松本古墳群からは、山の谷部分を切り割って造成した道路の跡が見つかっています。最大幅が8～10mと大規模で、長さは38mにわたって続いていました。想定されていた古代山陰道の場所と一致しており、風土記の正西道の一部と考えられています。日本海側を通す国の基幹道路として、大きな工事が行われたことがうかがえます。

この道路跡は現在の高速道路、山陰道の建設に先立って行われた発掘調査で見つかっています。古代の幹線道と現代の高速道が重なるのは、面白いことです。



松本古墳群の谷を切り割った古代山陰道跡



松本古墳群の谷を切り割った古代山陰道跡
(島根県埋蔵文化財調査センター提供)

出雲市杉沢（すぎさわ）遺跡・三井（みい）Ⅱ遺跡・長原（ながばら）遺跡と古代山陰道

出雲市斐川町では、切通し工法や切土・盛土工法などを用いて造成された、丘陵の尾根上を東西に縦走する道路跡が発見されました。見つかった地点が古代山陰道の推定路線にあたること、道路幅が約9mで他の古代の道路跡と同様であること、出土遺物の時期などから、『出雲国風土記』に書かれた古代山陰道の一部「正西道（まにしのみち）」であると推定されました。またこの道路跡は約1kmにわたってその痕跡を留めていることがわかりました。尾根上をこれほど長い距離で縦走する古代道を発掘調査で確認したのは全国的に珍しく、地形に応じて様々な工法がとられるなど、当時の土木技術を知ることができる重要な遺跡であることから、「出雲国山陰道跡」として国の史跡に指定されました。



杉沢遺跡で見つかった古代山陰道跡
(出雲弥生の森博物館提供)

B. 枉北道（きたにまがれるみち）と遺跡

出雲国庁から大橋川を渡り、日本海側の千酌駅（ちくみのうまや）から隠岐へ向かう道が「枉北道」です。

朝酌渡（あさくみのわたり）と

朝酌矢田Ⅱ遺跡

出雲国庁から枉北道を北に向かうと、大橋川にぶつかります。『出雲国風土記』には「朝酌渡」があり、渡船が常に一艘停留していたと記されています。令和2年（2020）に、島根県埋蔵文化財調査センターが斐伊川



朝酌矢田Ⅱ遺跡で見つかった礫敷矢田の渡しが見えます
(島根県埋蔵文化財調査センター提供)

水系大橋川河川改修に伴い、朝酌矢田（やた）Ⅱ遺跡の発掘調査を行いました。現在の矢田の渡しからわずか30m東にあたる、大橋川に面した場所でした。すると現在の大橋川水面を前後する高さから、大量の石を人工的に敷き詰めた「礫敷（れきじき）遺構」が発見されたのです。詳細な検討の結果、この礫敷遺構は8世紀頃に人工的に築かれた大橋川沿岸の土木工事によるもので、舟が着岸したり、陸揚げされたりする港の跡と結論付けられました。『出雲国風土記』に記載された「朝酌渡」と近い時期の、渡船場にかかわる遺構が残っていたわけです。この礫敷遺構は、奈良時代から用いられた舟の陸揚げ施設だったと考えられています。

奇跡的に残っていた朝酌渡 朝酌矢田Ⅱ遺跡は大橋川が最も狭くなる部分にあたります。このような川岸は、長い歴史の中で何らかの開発がされるのが通例です。その場合、礫敷などは邪魔になって取り除かれることが多いと思われます。ところが、この遺構が使われなくなってそう遠くない時期（平安時代頃）に、水面の高さが上昇したようです。そのために川岸が後退するとともに、礫敷の上が水成堆積で砂に覆われました。川岸の後退が開発から守り、砂の堆積が遺構を保護する役割を果たしました。その後（おそらく近世以降）には、川岸利用（水田開発）のために埋め立てが行われ、渡りの遺構はさらに地下に深く保存されることになったようです。



朝酌矢田Ⅱ遺跡上空から魚見塚遺跡方面
(島根県埋蔵文化財調査センター提供)

枉北道（きたにまがれるみち）と

魚見塚遺跡 朝酌渡があった朝酌矢田Ⅱ遺跡を、およそ400m北上した小さな峠道付近で、古代の道の跡が発見されています。路面には小さな石を敷いて丁寧につられた道路で、片側に側溝（そっこう）を設けています。側溝にも小さな礫を詰めており、幅は約4.5m。7世紀終わり～8世紀中ごろに敷設された道で、まさに『出雲国風土記』が造られた時期と一致します。周囲の試掘調査も行われ、朝酌渡の近くから北へ480mにわたって続いていることが分かりました。時代、構造、場所などから、枉北道の一部であると考えられたのです。



魚見塚遺跡で見つかった道路跡

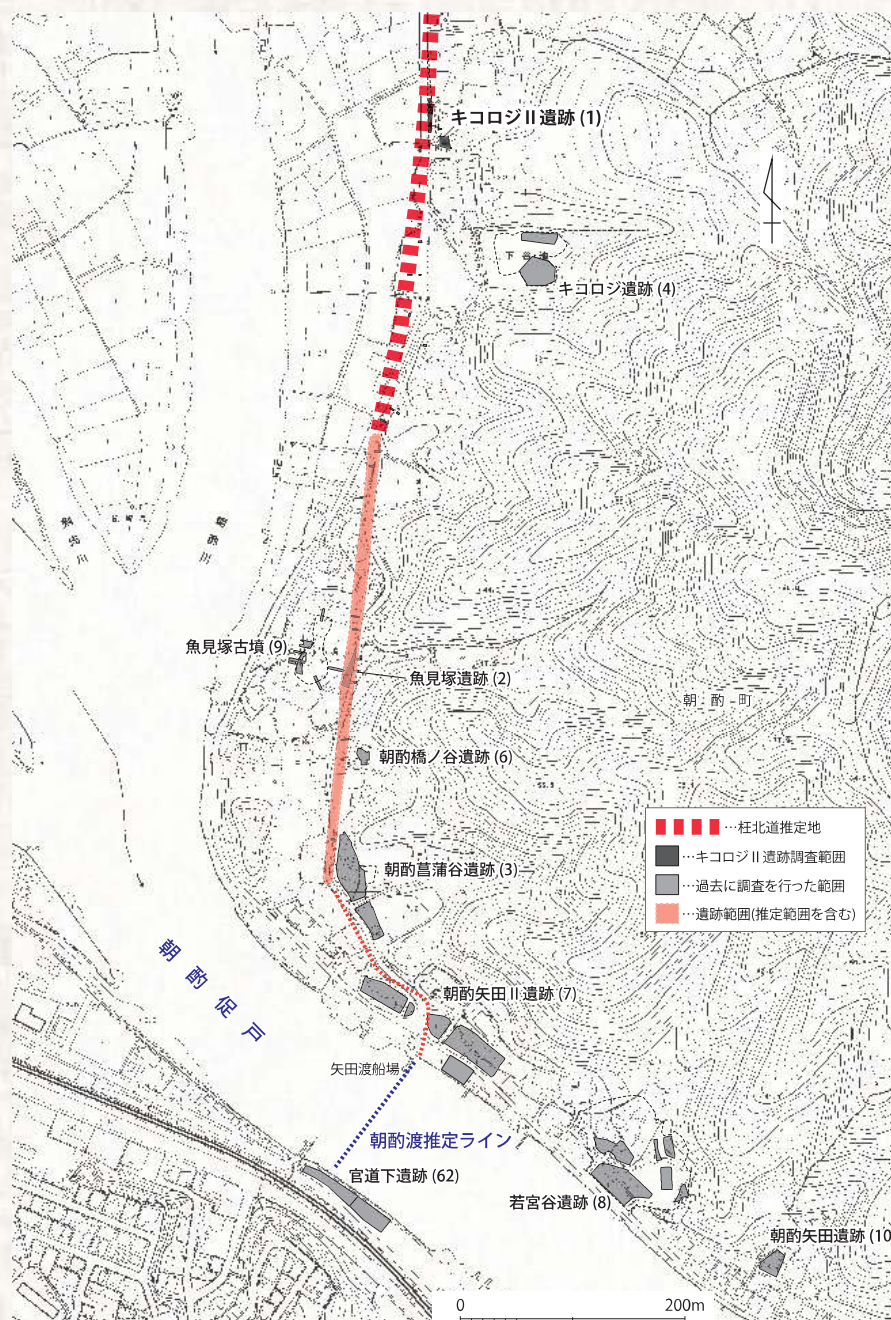


魚見塚遺跡（手前）から北のキコロジⅡ遺跡を望む

北に続く枉北道（キコロジⅡ遺跡）

また魚見塚遺跡の「枉北道」遺構から350m北にあるキコロジⅡ遺跡からも、魚見塚遺跡と同様な構造の道路遺構が発掘調査で見つかっています。造られた時期も7世紀末以降ですから、同一の道路とみて間違いのないでしょう。

このような遺跡の調査から、出雲国庁から十字街（ちまた）と朝酌渡（わたり）を経て、さらに北に延びる枉北道の実態が明らかになってきました。そのことは、まさに『出雲国風土記』の記されていることが事実であることを、見事に物語っているのです。



朝酌渡から北に続く枉北道関連の遺跡

2. 『出雲国風土記』は今につながる

『出雲国風土記』を楽しむ一番のポイントは、風土記に記載されている事柄を、現在につなげて考えることができることです。具体的に何点か上げてみましょう。

(1)1300年つながる地名

①郡名が今も変わらない

『出雲国風土記』では、記述の基本は郡によって分かれています。意宇・島根・秋鹿・楯縫・出雲・神門・飯石・仁多・大原の9郡ですが、平成の大合併までは飯石・仁多・大原の三郡は領域もほぼ変わらず残っていました。

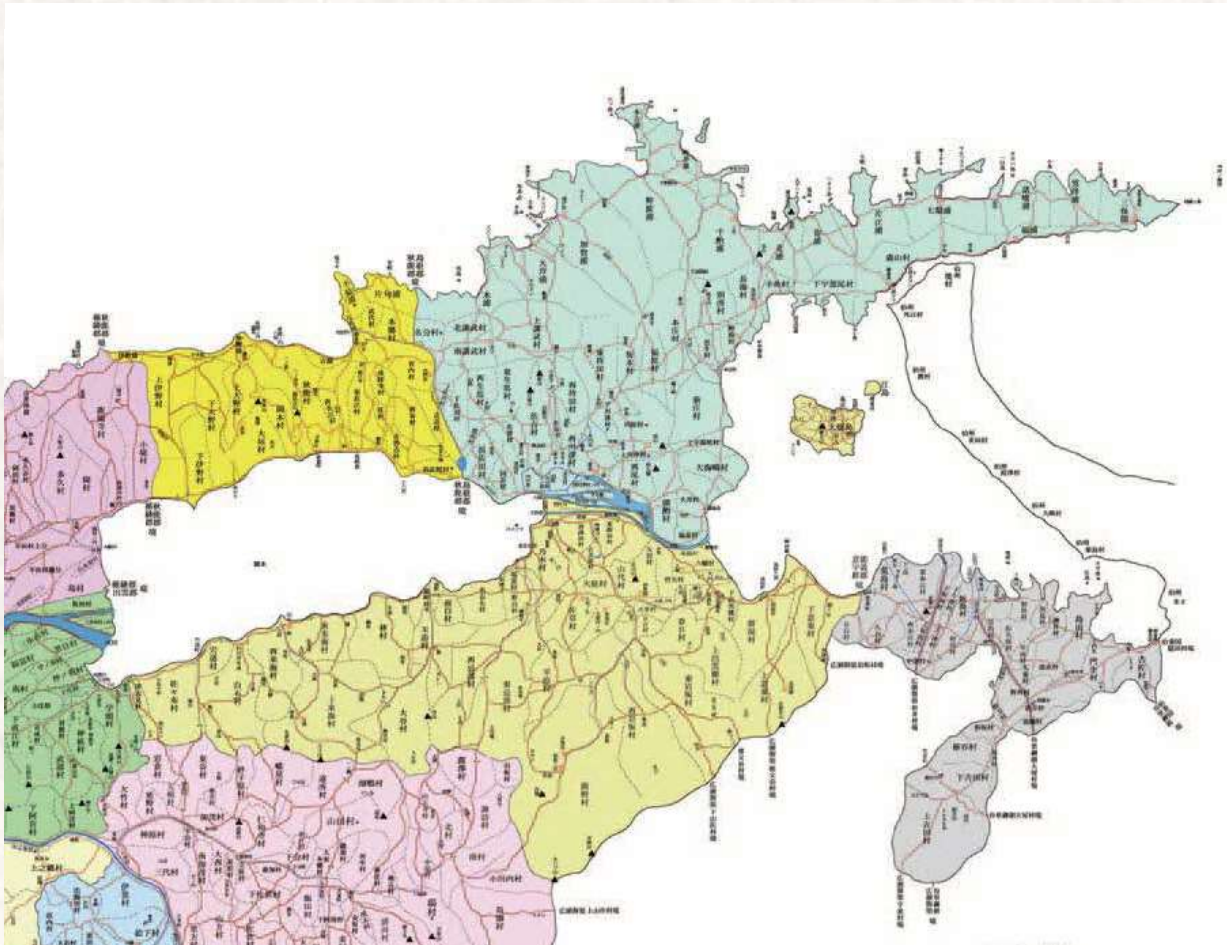
明治以降に郡の合併や市制の施行により、郡名は変化してきたものの、明治29年までは9郡がそのまま残っていたのです。意宇郡と島根郡、秋鹿郡が合併して八束郡に、楯縫郡、出雲郡、神門郡が合併して簸川郡になるまでは、風土記の9郡に能義郡をくわえた10郡でした（能義郡は10世紀までに意宇郡から分かれて設置されました。）。

②郷名も多くが残されている

村（大字、字）名と風土記の郷里名の一致 次ページの地図は、江戸時代の終わりに描かれた郡村の地図です。図が小さくて読みにくいので、165ページ以降で表にしてみました。この時点で村として名があった地名は、そのほとんどが現在も大字や字名として残された親しみ深い名前だと思います。表でレモン色に塗ったところが、『出雲国風土記』の郷里の名を残している村です。

川や社の名が村の名に さらに表の空色に塗っているのは、風土記に記載されている川の名や神社の名が村名にみられるところです。川や社は、その多くが地名を冠していると考えられていますので、古代からの残存地名とみていいでしょう。風土記の名の多くが今に残っていることは驚きです。（※P.168掲載）

上書きされた城下町の町名 ちなみに、旧市内と呼ばれる松江城下町の範囲は、その大部分が松江城築城後に名付けられた町ですので、江戸時代に上書きされて、風土記とは直接は関係ありません。また城下町は、大部分が「風土記」の「入海」やそれに突き出した砂州だったと考えられますので、古代にはさほど栄えた

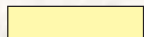


江戸時代末期松江市域の郡域と村名・村域の地図 「出雲十郡絵図トレース図」
 (原本 文化～文政年間) (『松江市史 史料編11 絵図地図編』から切抜引用)

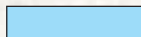
地ではありませんでした。ただし、賣豆貴社（めづきのやしろ）、賣布社（めふのやしろ）、阿羅波比社（あらはひのやしろ）、須衝都久社（すえつくのやしろ）の記載から、白瀉砂州（現在の白瀉本町から天神町あたり）や末次砂州（現在の中原町、茶町、末次本町あたり）近辺に村があったことはいくつかうかがえます。

『出雲国風土記』記載の地名と松江市域の行政区画比較表

松江市の行政区画				『出雲国風土記』の地名等			
	郡名	昭和34合併前	明治22年合併前	郷里名	郡名	その他の名称	
東出雲町		意東村 揖屋村 出雲郷村	下意東村	余部里			
			上意東村				
			揖屋村			伊布夜社	
			春日村				
松江市	意宇郡	松江城下町	出雲郷村	(入海)	意宇郡		
			橋南各町				
		竹矢村	竹矢村	山代郷		築湯川-調屋社	
			八幡村				
			馬瀧村				
			矢田村				
		大庭村	山代村			山代社	
			大庭村	黒田駅			
			佐草村	出雲神戸		佐久佐社	
			大草村	大草郷			
		津田村	西津田村				
			東津田村	山代郷か			
			古志原村				
		乃木村	乃木村	山代郷か			
			福富村				
		忌部村	野白村			野代川-野代社-野代橋	
			東忌部村	忌部神戸			
		八雲村		岩坂村 熊野村 玉造村		西忌部村	
東岩坂村	大草郷				石坂社		
西岩坂村							
日吉村							
玉湯町		湯町村	熊野村	忌部神戸	熊野山-熊野大社		
			玉造村		玉作山-玉作川-玉作街		
			大谷村				
			布志名村	拝志郷(林)	布自奈社		
宍道町		来待村	湯町村			来待川-支麻知社-来待橋	
			林村				
		宍道町	上来海村	宍道郷			
			東来海村				
			西来海村				
			宍道村				
			白石村				
佐々布村		佐雑埼					
伊志見村							
宍道町	宍道駅						



郡郷名と一致



その他の名称が一致

※郷と村との照合は正確ではない

松江市の行政区画				『出雲国風土記』の地名等				
	郡名	昭和34合併前	明治22年合併前	郷里名	郡名	その他の名称		
美保関町		美保関村	美保関	美保郷		美保浜、美保埼		
			雲津浦			久毛等浦		
		森山村	福浦					
			森山村					
			下宇部尾村					
		片江村	諸喰浦			方結郷		質留比浦、質留比社
			七類浦				方結浜、方結社	
			片江浦				須義浜、須義社	
		千酌村	菅浦					
			北浦			千酌駅		
野波村	千酌浦							
	笠浦							
島根町		野波村	野波村	加賀郷		野浪浜、野浪川		
			多古浦					
		野井浦						
		加賀村	加賀浦			加賀神埼、加賀川		
大芦村	大芦浦		大埼浜					
松江市	意宇郡	本庄村	手角村	手染郷	意宇郡	長見川、長見社		
			長海村					
			別所村					
			野原村					
			本庄村					
			邑生村					
			新庄村					
			上宇部尾村					
			福原村					
			坂本村					
		持田村	川原村	山口郷		川原社		
			西持田村			持田社		
			東持田村					
		川津村	上東川津村					
			下東川津村					
			西川津村					
		朝酌村	菅田村	朝酌郷				
			西尾村			朝酌渡、朝酌促戸		
			朝酌村			大井浜、大井社		
			福富村					
法吉村	大井村							
	大海崎村							
	法吉村	法吉郷	法吉坡、法吉社					
	黒田村							
	国屋村		玖夜社					
	比津村		比津社					
	春日村							
奥谷村								
末次村	須衝都久社							
生馬村	東生馬村	生馬郷	生馬社					
	西生馬村		佐太国、佐太大神、佐太河、佐太水海					
	上佐陀村							
	下佐陀村							
	浜佐田村							
松江城下町	橋北各町	(入海)						

松江市の行政区画				『出雲国風土記』の地名等		
	郡名	昭和34合併前	明治22年合併前	郷里名	郡名	その他の名称
鹿島町	島根郡	講武村	北講武村	余戸里		
			南講武村			
			上講武村			
			名分村			
		御津村	御津浦 水浦			御津浜、御津社
鹿島町	秋鹿郡	恵曇村	片句浦	恵曇郷	秋鹿郡	
			手結浦			手結浦、手結埼
			江角浦			恵曇浜、恵曇陂
			古浦			
		佐太村	武代村			
			佐陀本郷村			佐太国、佐太大神、佐太御子社、佐太橋
松江市	秋鹿郡	古志村	古志村	神戸里	秋鹿郡	
			西谷村			
			浜佐陀村			佐太水海、佐太河
		古曾志村	古曾志村			許曾志社
			荘成町			
		長江村	西長江村			
			東長江村			
		秋鹿村	大垣村	多太郷		
			岡本村			
			秋鹿村			秋鹿日売命、秋鹿社
		大野村	秋鹿町			
			大野村上分	大野郷		大野津社、大野川
大野村下分						
魚瀬村						

③町村名以外の地名の一致

上記の表には現れない名前の一一致は他にも多く有ります。興味深い例をいくつか紹介してみましょう。

黒田駅 駅家（うまや）を経済的に支える里（こざと）である「黒田駅」は『出雲国風土記』にわざわざ移転したことと、黒田という名の由来が書かれています。読下しを引用します。

黒田駅（くろだのうまや）。郡家と同じ処なり。郡家の西北二里に黒田村あり。土体の色黒し。故、黒田と云ふ。旧（もと）、此処にこの駅あり。即ち号（なづ）けて黒田駅と曰ふ。今は東、郡に属（つ）けり。今なほ、旧の黒田の号を追へるのみ。

意宇郡家の西北二里といえは、山代郷南新造院と同じ方向、距離ですので、現在の山代町南部あたりになります。そこは当時「黒田村」と呼ばれ、土の色が黒いからその名がついた、と記載されます。実際に近辺には「下黒田」や「黒田畦

（くろだうね）」という地名が残ります。まさにそのあたりの土は今も黒いのです。たまたま、両者で発掘調査が行われ、奈良時代の重要な遺跡が見つかっています。

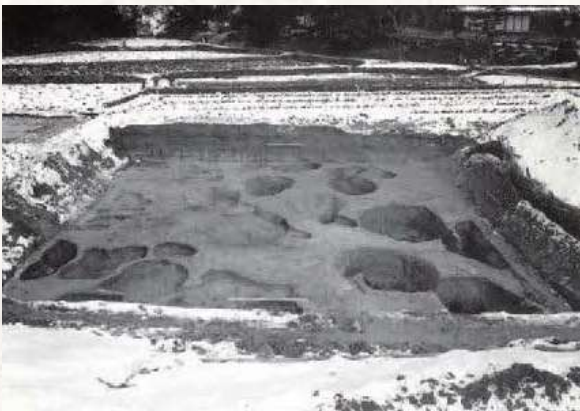


下黒田遺跡 未発掘区や排土が黒い



黒田畦遺跡 調査区の壁が黒い

真名猪（まない）池と真名井社 現在真名神社が鎮座する茶臼山（神名樋野）の東側一体とそのふもとは、「間内（まない）」という字が残っています。その中には通称真名井の滝もあり、真名井神社の旧社地の一つだったという説もあります。また今は「蟹穴（かにあな）池」と呼ばれる池が間内にあり、風土記でいう「真名猪池」と周囲の距離もほぼ一致しています。間内では、たまたま遺跡も発掘調査がされています。



間内遺跡 奥の小山の向こうが蟹穴池
(島根県教育委員会提供)



現在の蟹穴池
(島根県教育委員会提供)

夜見島（よみのしま） 意宇郡冒頭の「くにびき神話」では、最後に引いてきた「三穂の埼」を引いてきた綱（つな）が「夜見島」と書かれています。また島根

郡の「蜈蚣島（むかでしま）」と「戸江割（とえのせき）」、「栗江埼（くりえのさき）」には、向かい合う伯耆国（ほうきのくに）の場所として「夜見島」が記されます。蜈蚣島は現在の八束町江島、後二者は美保関町の境水道に面した海岸と考えられますので、夜見島は間違いなく現在の弓ヶ浜のことを指します。現在は半島の弓ヶ浜が、奈良時代には島だったことも分かるわけです。



枕木山から江島、弓ヶ浜、大山を望む

大根島は蛭蝮島（たこしま） 中海に浮かぶ八束町大根島は、今はボタンと薬用ニンジンの栽培で有名です。野菜の大根を冠した島の名称はとて珍しいものです。その名の起源には諸説ありますが、『出雲国風土記』記載の「たこしま」がなまって「だいこんしま」となった、というのも有力な説です。少なくとも中世後期（16世紀中頃）には、「大根嶋」と書かれていますので、音の変化があったとすれば中世以前となりますが、確実なことは分かりません。



野原町から望む大根島・大山



タコ島・蜈蚣嶋・戸江割と夜見島

嫁ヶ島の名の起源 松江市内から宍道湖を望む景観の中で、もっとも有名なビューポイントが嫁ヶ島を眺望する場所でしょう。宍道湖に浮かぶ唯一の島で、『出雲国風土記』記載「蚊島（かしま）」とみて間違いありません。島の名の起源は諸説ありますが、風土記の蚊の読み「か」が「嫁（か）」に転化して、「嫁島（よめしま）」と読まれるようになったという説も有力です。



嫁が島

④『出雲国風土記』地名がたくさん残る奇跡

地名は歴史 地名は地域の特徴や歴史を表す重要な文化財だ、という話をよく聞きます。『出雲国風土記』と現在の地名とのかかわりを考えてみると、その言葉が身に染みてよくわかります。日本各地の地名は、昭和や平成の合併を経て、市町村名の多くが新たな名前になりました。市町村の中の地区名や町名も、区画整理や住所変更によって変わってしまったところも多くあります。歴史や地理、地質などの研究者のなかには、古来の地名が失われてしまうことを嘆く人も少なくありません。

古代地名がよく残る松江 この節でお話ししてきたとおり、松江市内には古代から続く地名がたくさん残っています。それは、地域を代表する村の名（現在の大字など）をはじめとして、小さな地域の名前や川の名にまで至ります。『出雲国風土記』を通覧してみると、記載される土地や山河、社などの名の多くが、現在も何らかの名前で想定できることがわかります。

もちろん、中世以降の地名も多いですし、江戸時代に城下町が形成されたことで新しい町名も生まれました。しかし、そのような新しい地名が古代の地名を完全に上書きしているわけではないようです。このようなことが分かるのも、風土記がほぼ完全に伝えられている出雲ならではのことでしょう。

松江以外も地名がよく残る　今回は松江市内の記事に限ってお話ししてきましたが、旧出雲国の範囲内はどこも同様に、奈良時代の地名がよく残ります。たとえば、地域を代表する大きな川が、風土記にどう記載されているか列挙してみましょう。

東から「伯太川」「飯梨河」「意宇河」「佐太河」「玉作川」「来待川」「斐伊河」「神戸川」とあります。どの川も現在とほぼ同じ名前です。驚異的なことではないでしょうか。

出雲以外の地域に目を向けると、このような奈良時代にさかのぼる地名の考察ができるのは、古代に都があった畿内（平城京が置かれた奈良とその周辺、現在の奈良県、大阪府、兵庫県、京都府の一面）地域と「風土記」が残る地域に限られます。

(2)風土記の景観がうかがえる

1300年前の地名がつながる、ということは、『出雲国風土記』に描かれた場所、地域を現在でも知ることができることを示します。私たちは今の風景を見ながら、風土記をガイドにして、古代の景観に思いをはせることができます。

もちろん、古代の景色がそのまま残っていないことはいうまでもありません。しかし、今見る景観は長い歴史を積み重ねて、今風に言えばレイヤーを重ねて残っているものです。奈良時代のレイヤーは、かなり深いところに埋まっていて、通常は覗き見ることが難しいのは当然です。一方で出雲地方では、不十分ながらも『出雲国風土記』によって、その部分を推し量ることができるのです。

幸いに島根県は、戦後の高成長時代以降の大規模開発の波がさほど及ばず、古来の地形を残しているところが多いことも利点です。風土記に記された山水や地下の遺跡がたくさんあることになります。これからは、特に景観をしのぶことができる、大海（おほうみ、日本海）沿岸地域と古代遺跡が残されている松江市南郊、八雲立つ風土記の丘周辺地域をとりあげてお話ししたいと思います。

①大海（おほうみ）と浜・浦・埼・島

大海にかかわることは、**第2章9節**でお話ししていますが、ここでは現在の景観と歴史について取り上げたいと思います。松江市の日本海側の海岸は、その多くが複雑に島・岬や湾が入り組んだリアス式海岸で、自然景観がよく残されています。島根半島・宍道湖中海ジオパークが日本ジオパークに認定され、一部が大山隠岐国立公園となっていることから、それをうかがうことができます。

また文化財としての国指定天然記念物や名勝が、4か所もあるのも驚くべきことでしょう。そして海に関わる生業と一体となって、集落や習俗なども伝わってきています。



国指定名勝・天然記念物 潜戸

● 島根半島・宍道湖中海ジオパーク <https://www.kunibiki-geopark.jp>

「浜」と「浦」と集落

『出雲国風土記』大海条には、37か所の「浜」と「浦」が記載されています。そのうちの17か所の浜と3か所の浦が松江市内にあたります。計20か所の浜浦に比定される場所には、今も集落があり、生活が営まれています。20か所以外にも入り江の小さな集落があり、それらの村も風土記では、隣接する大きな浜浦に包括されて含まれていたものと思われます。つまり、海岸沿いの集落の分布は、風土記の時代と大きく変わっていないと考えられます。入り組んだ海岸地形のため、集落と集落の間は、概してけわしい山で遮られていますから、地続きの平野部に比べて古代との対比も難しくありません。

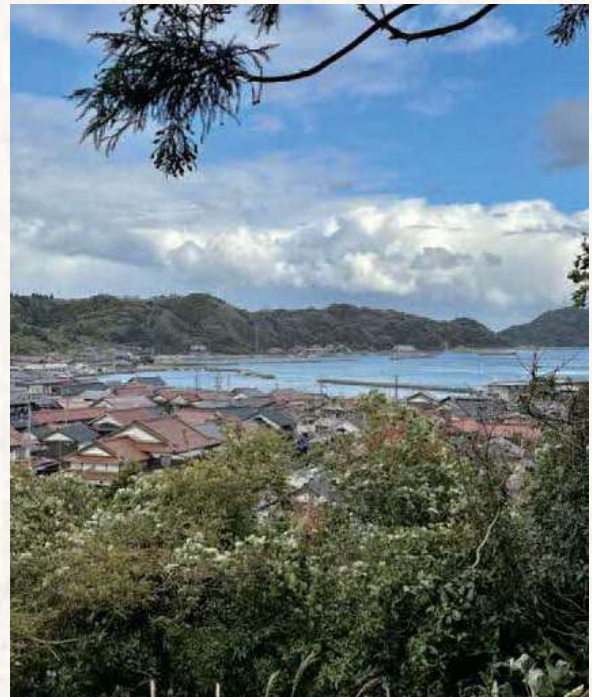


島根町手結の港と集落

路地に面した赤瓦の家々 通例、海岸べりの集落は、湾の奥の浜に港が作られ、それに続く狭い土地に家々が立ち並んでいます。ですので、路地で区画された間に、軒を連ねて家が密集しています。集落ごとに神社がまつられ、お寺があり、様々な祈りの場もあります。

このような土地の利用と町割りは、古い時代からあまり変わっていないものと推測されます。おそらく、集落の大要は江戸時代までさかのぼるかもしれません。風土記の時代（奈良時代）には、家や舟のつくりや規模などが大きく違いますので、現在とは景観が異なるものと思いますが、基本構造に共通点が多いことが想像されます。事実、『出雲国風土記』の社（島根郡の多くの社は後補されていますが、10世紀の『延喜式』神名帳にはすでに記載されています。）が、その名からかなりの浜浦にすでにあったことがうかがえます。

また現在の家にも特徴があります。多くの家が、石見焼の赤瓦を葺き、壁は板張りが多いのです。海からの強い潮風や雪などに強い、石見の釉薬瓦が、おそらく明治のころから利用されはじめ、やがて大部分の家の屋根に石見瓦が葺かれたものと思われます。時代の変化と新たな商品を取り入れ、厳しい環境の中で生活を持続してきた一つの表れでしょう。浜や浦の集落については「浜と浦詳説」も公開する予定です。



左：美保関町雲津の集落 右：美保関町七類の集落

②出雲国府と神名樋野（かなびの）周辺

松江市の南郊、現在の八雲立つ風土記の丘地内周辺は、古墳時代以降、出雲国の中心地でした。多くの遺跡と文化財が残されているのはご存じのとおりです。

『出雲国風土記』の記載に寄り添えば、出雲国庁（出雲国府の中核）と神名樋野（茶臼山）に代表される場所と言えるでしょう。その景観を風土記に引き付けてお話ししてみたいと思います。

A. 神名樋野と茶臼山の景観

意宇郡山野条に記載されている「神名樋野（かなびの）」は、松江市山代町から矢田町にわたる茶臼山にあたります。標高171mと、さほど高くない山ですが、独立してそびえる火山性の山なので、よく目立つモニュメンタルな存在です。風土記の記載を引用します。



南からみた茶臼山（神名備野）

「**神名樋野。郡家の西北一百二十九歩なり。高さ八十丈、周（めぐ）り六里三十二歩あり。東に松あり。三方は並びに茅（ち）あり。**」

まず「かなび」とは、古代には「神がこもる」という意で用いられるのが一般的で、『出雲国風土記』に4つ記載されている「かなび」の一つです。

「野」は木があまり生えておらず、草が多い山のことを指しています。注目すべきは、最後に注記として記載してある内容です。神名樋野の植生景観が書かれているのです。

「松あり」と山の形 「東に松あり」はその通り読めばいいと思います。ただ「東」と書いてあるのは茶臼山の形が関係していると思われます。茶臼山は1つの山塊ですが、二つの頂上がある山です。南側の意宇平野からみると、細長い山が二つ重なっているように見えます。おそらく国府があった平野側からみて、東の山に松が生えていたのでしょう。

一方西側からみると、きれいな三角形のピラミッド形に見え、少し方向がずれるととがった山が二つ並んで見えます。このようなきれいな山容が、「かなび」とされる大きな要因だったと考えられます。



田和山遺跡からみた茶臼山



古志原町からみた茶臼山

「三方は並びに茅あり」

「三方」とは、東西南北の四方のうち、三方向に茅が生えていた、という意味と考えられています。「茅」は現在一般的に「かや」と読みます。かやぶき屋根の「かや」のことで、古代の住居などの屋根や壁に用いられる重要な建築材でした。カヤはイネ科の茎が細長い草の総称で、ススキやヨシなどが代表的です。山の斜面ですから、ススキが広がっていたのでしょうか。

さて山の広い範囲に木がなく、カヤが広がっていたとするならば、風土記の時代には「茅場（かやば）」として管理されていた可能性が高いと思います。周辺は国府をはじめ多くの施設があり、人口も比較的多かったでしょうから、屋根や壁に使うカヤを計画的に準備していたと思われます。



奈良時代の景観を復元した茶臼山



復元された古代住居（屋根・壁はカヤ）
八雲立つ風土記の丘 背後は茶臼山

茶白山には野原が多かった 奈良時代に「野」と表現され、カヤが山に広がっていた景観は、実は近年も近い状態だったことが分かる資料があります。昭和22年（1947）に米軍によって撮影された空中写真を見ると、茶白山斜面のかなり広い範囲に木が生えていないことが分かります。この部分がどのように利用されていたのか、今知ることはできませんが、耕作地として利用された部分もあれば、古代同様にカヤなどの有用な植物を管理しながら原を保っていた部分もあったのかもしれない。1300年前から続いているとは限りませんが、戦後まで同様の景観だったのは興味深い事実です。なお現在でも、原だった部分の多くが竹藪となっていて、往時を想像することができます。



昭和22年の茶白山付近の空中写真（国土地理院 USA M524-1）

B. 出雲国府と条里制の景観

広い史跡の範囲 今まで何度も登場している出雲国府跡は、昭和46年（1971）に国の史跡に指定されて、保護されています。史跡となっているのは、政庁跡など国庁の範囲や、国府の中核施設付近はもちろんですが、意宇川の北岸近くから茶臼山南麓までの広い範囲で、約42万㎡に及びます。

これだけ広い範囲が指定された理由は、『出雲国風土記』に、国庁と同所にあったと記されている意宇郡家（おうのぐうけ）や意宇軍団などが存在することが想定されること、そして国庁跡の北方茶臼山の麓に条里制の遺構が残っていることでした。

条里制とは 条里制とは奈良時代に確立した農地の区分方法です。水田を開いたり整備するとき、農民への農地割り当てや税の徴収にあたって分かりやすいように、田を大きく一町（約108m）四方に区分しました。この正方形の田が連なって集合している状態を、条理地割と呼びます。出雲国府跡周辺には、戦後まで一町四方の田が連続している地割が残っていました。史跡に指定されるにあたって、古代に始まる耕作地の地割の重要性も考慮されたのです。

条里地割の痕跡と神名樋野と国府

現在、水田は戦後以降の圃場整備が進み、歴史的な条里地割は全国的にもほとんど残っていません。一方で出雲国府の周辺の水田地割は、地権者・耕作者の方々の大きなご協力もあって、現代の様に直線的ではないものの、正方形に規則的に並ぶ歴史的農地景観を見て感ずることが出来ます。意宇（おう）川、出雲国府跡、神名樋野（かなびの、茶臼山）という『出雲国風土記』に記された歴史的景観をセットで感じられる、貴重な地域と言えるでしょう。



出雲国府跡周辺の条里地割測量図（昭和40年代）

3. 文学としても楽しめる『出雲国風土記』

これまで『出雲国風土記』について、どちらかというとも歴史的目線でお話ししてきました。実は学術的には、文学としての研究が先に進んでいました。古代の文学というと、『古事記』や『万葉集』のイメージが強いのですが、どちらも古代国家が編纂したもの。その点「風土記」は、国家の命とはいえ地方で編纂された文書です。記された伝承や説話には、古来より地域に根付いた口伝えのお話しが反映されている可能性があり、注目されてきました。

(1) 『出雲国風土記』の神話・伝承

地名の起源譚としての神話・伝承 『出雲国風土記』では、地名の成り立ちの説明として、神話や伝承が記されています。各郡や郷（行政区画）名や特定の場所の名前が、神様とその土地との曰く因縁によって名付けられたと説明するのです。地名は通例、以前からその土地についているものですから、神話は後付けが多く、こじつけやダジャレのように記されていますが、それはそれで面白く読むことができます。多くは短い地名起源譚ですが、時に詳細に描かれている場所があります。そのような場面で、文学的な表現がよく見られるようです。代表として、島根郡大海条の「加賀神埼（かかのかんざき）」と意宇郡の「くにびき神話」をあらためて取り上げましょう。

(2) 加賀神埼（かかのかんざき）の神話

この神話は現在の潜戸（くけど）にまつわるもので、第3章9節「大会の情景」(3)埼、で取り上げています（**第3章9節「大会の情景」(3)埼**）。内容はそちらを読んでいただくとして、まずは本文の読下し文を引用します。

「加賀神埼。即ち窟（いわや）あり。高さ一十丈許、周り五百二歩許あり。東西北に通れり。

謂（い）はゆる佐太大神（さだのおおかみ）の産出れましし処なり。産出まさんとせし時に、弓箭（ゆみや）亡（う）せ坐（ま）しき。その時、御祖（みおや）神魂命（かみむすひのみこと）の御子、枳佐加比売命（きさかひひめのみこと）願たまひしく、「吾が御子、麻須羅神（ますらがみ）の御子に坐さば、亡せたる弓箭出で来。」と願ぎましき。その時、角（つの）の弓箭、水の随（まにまに）流れ出でき。その時、これを取りて子に詔（のり）たまひしく、「これは非（あら）ぬ弓箭なり。」と詔りたまひて、擲（な）げ廢て給ひき。また、金

(くがね)の弓箭流れ出で来つ。即ち待ち取り坐して、「闇鬱(くら)き窟なるかも。」と詔りたまひて、射通し坐しき。即ち御祖支佐加比売命の社、此処(ここ)に坐す。

今の人、この窟の辺ほとりを行く時、必ず声磅礴(とどろか)して行く。もし密かに行けば、神現れて、飄(つむじ)風起り、行く船は必ず覆(くつがへ)るなり。」

加賀神埼条は三つの部分に分かれていて、二番目のセンテンスがまつわる神話になっています。海岸に巨大で暗く恐れおおい岩窟があることを、神の所業として記しています。神の発言も交えて、時系列に物語が進んでいきます。

時は佐太大神の出産 海岸洞窟の誕生は、佐太大神(さだのおおかみ)の誕生になぞられて語られます。主人公は、母神の枳佐加比売命(きさかひひめのみこと)で、出産間際に矢をなくしたことから始まります。

道具立ては弓矢 そして神話の中で重要な役割を果たすのが、弓矢です。矢をなくした母神は、生まれてくる神が雄健な男神であれば、弓よ出てこい、と占うのですが、流れてきたのが角の矢だと違うと言って投げ捨て、金の矢だと取り上げるわけです。

矢は『古事記』や『日本書紀』の神話・伝承では、男性を暗喩します。風土記のこの場面も、同じ意味合いと考えて構わないでしょう。古代特有の文学的比喩を用いていると思われます。

矢が貫通して岩穴が生まれる 母神は金の矢を射て、暗い岩屋を貫通されます。この場面は、男女の交わりによって、子が誕生することを表している、という意見が有力です。矢が金であることは、父神が光り輝くような立派な男だったことを暗に示しているのでしょう。父神をあえて特定しないところは、佐太大神が日本建国神話の既成の神ではなく、地域に根付いた偉大な神だったことを示しているようにも思えます。

現在(風土記時代)が記される 最後のセンテンスでは、風土記編纂の当時、神埼の岩穴(潜戸)あたりを通過するときは、人々は大声をとどろかせて行くといひます。静かに通ると、船は転覆するということです。このことは、神話が佐太大神と結びつく前から、地元の人々が壮大な岩穴をおそれ、海難に合わないための言

い伝えが伝わっていたことを示しているのではないのでしょうか。

(3)国引き神話

意宇郡の名称の起源として記される「国引き神話」は、その壮大さと、地理感覚の正確さで、とても有名です。そのストーリーと概要は多くの方がご存じでしょうが、もとの文章をしっかりと読んだことがある方は意外と少ないのではないかと思います。文体が読みづらいので完読するのは大変ですが、いくつかの文節に分けてみると分かりやすくなります。読下し全文は、次のURLを参照してください。

● 『出雲国風土記』 読下し編 (松江市部分 巻首・意宇郡・島根郡・秋鹿郡・巻末 各条)

<https://sitereports.nabunken.go.jp/147309>

「国引き神話」の構成をひもとき、その文学性の高さを説き、神話が意味するところについて迫ったのが、日本古代史の泰斗、石母田正（いしもただし）氏です。石母田氏の「古代文学成立の一過程」（初出1957年）にみちびかれて、作成したのが次ページの表です。

「国引き神話」を分割して再構成してみる 「国引き神話」は、全体を詩や歌と考虑て見直してみると、理解がしやすくなります。全体は1「プロローグ」、2「ことの顛末」、3「エピローグ」と「付編」から成り立っています。そのうち2は八束水臣津野命（やつかみずおみつぬのみこと）の国引きの具体が語られています。それは歌になぞらえれば1番から4番に分かれます。

1番と4番は4つのセクションに分かれ、2番と3番は3つのセクションに分かれます。ただ、3つのセクションの構造は同じパターンです。セクション1は起承転結でいう「起」、今どきのポップスになぞらえればAメロでしょうか。セクション2は「承」ですが、語感を見ると2つに分かれ、Bメロ・Cメロになります。セクション3は「結」でサビ（コーラス）になるのでしょうか。1番と4番には「付言」としてポストコーラスがはいります。

2の「承」のセクションを詳しくみてみましょう。前半のBメロ部分を読みます。

おとめのむなすき とらして、〈童女の胸のような鋤を、手にとられ〉

おおうおのきだつき きねて、〈大魚のあごを突くように、断ち切り〉
 はたすすき ほふり はねて、〈ススキの穂を振るように、さき離して〉
 みつみのつなうち かけて、〈三本よりの強い綱を、かけ〉

遠い土地を鋤で切り離し、綱をかける様子を、リズムカルに語っているのが分かります。また1文節の終わりと文末の音は、韻を踏んでいることに気づきます。後半のCメロ部分は次の通りです

しもつづら、くるやくるやに、〈霜枯れた黒葛をあやつるように、たぐり寄せ、たぐり寄せ〉
 かわふねの、もそろもそろに、〈川船を引くように、そろりそろりと〉
 くにこくにこ、とひききぬへるくには、〈「くにこ、くにこ」と引いてきて縫い付けた国は〉

Bメロ部分とは打って変わって、オノマトペと掛け声が6文字で表されています。このように、2)「承」部分は、書き言葉ではなく、声に出して述べる口承文学の形をとります。おそらくは、節をつけて歌われたのではないのでしょうか。1番から4番まで、同じフレーズを繰り返しながら進むのは、現代の歌でいえば「リフレイン」にあたります。これは他の部分でもみられる特徴です。

「国引き神話」は「国引き詞章」とも呼ばれるのは、まさに詞（ことば）で表された物語だからです。『出雲国風土記』の高い文学性を象徴する詩であり、歌（唱）だといえるでしょう。

表 「国引き神話」の構成

構成		読下し文
プロローグ		意宇（おう）と号（な）づくる所以（ゆえ）は、国引き坐（ま）しし八束水臣津野命（やつかみづおみつぬのみこと）、詔（の）りたまひしく、「八雲立つ出雲の国は、狭布（さぬの）の堆（つも）れる国なるかも。初国（はつくに）小さく作らせり
1 番	(1)起	「栲衾（たくぶすま）志羅紀（しらき）の三埼（みさき）を、国の余（あまり）ありやと見れば、国の余あり」と詔りたまひて、
	(2)承	童女（おとめ）の胸鈕（むなすき）取らして、 大魚の支太（きだ、鰓）衝（つ）き芻（き）ねて、 波多須々支（はたすすき、幡薄）穂振り芻ねて、 三身（みつみ）の綱打ち挂（か）けて、
		霜黒葛（しもつづら）闇耶闇耶（くるやくるや、繰るや繰るや）に、 河船の毛曾呂毛曾呂（もそろもそろろ）に、 「国来（くにこ）、国来」と引き来縫へる国は、
	(3)結	去豆（こづ）の折絶（おりたえ）よりして、八穂米支豆支（やはしねきづき、杵築）の御埼（みさき）なり。
付言	かくて堅め立てし加志（かし、杭）は、石見国と出雲国との堺なる、名は佐比売（さひめ）山、これなり。また、持ち引ける綱は、菌（その）の長浜、これなり。	
2 番	(1)起	また、「北門（きたと）の佐伎（さき）の国を、国の余ありやと見れば、国の余あり」と詔りたまひて、
	(2)承	童女の胸鈕取らして、大魚の支太衝き芻ねて、波多須々支穂振り芻ねて、三身の綱打ち掛けて、霜黒葛闇耶闇耶に、河船の毛曾呂毛曾呂に、「国来、国来」と引き来縫へる国は、
	(3)結	多久（たく）の折絶よりして、狭田（さだ）の国、これなり。
3 番	(1)起	また、「北門の良波（えなみ）の国を、国の余ありやと見れば、国の余あり」と詔りたまひて、
	(2)承	童女の胸鈕取らして、大魚の支太衝き芻ねて、波多須々支穂振り芻ねて、三身の綱打ち掛けて、霜黒葛闇耶闇耶に、河船の毛曾呂毛曾呂に、「国来、国来」と引き来縫へる国は、
	(3)結	宇う波わの折絶よりして、闇くら見みの国、これなり。
3 番	(1)起	また、「高志（こし）の都都（つつ）の三埼を、国の余ありやと見れば、国の余あり」と詔りたまひて、
	(2)承	童女の胸鈕取らして、大魚の支太衝き芻ねて、波多須々支穂振り芻ねて、三身の綱打ち掛けて、霜黒葛闇耶闇耶に、河船の毛曾呂毛曾呂に、「国来、国来」と引き来縫へる国は、
	(3)結	三穂埼（みほのさき）なり。持ち引ける綱は、夜見島（よみのしま）なり。
	付言	固堅（かた）め立てし加志（かし）は、伯耆国なる火神岳（ひのかみのたけ）、これなり。
エピローグ		「故（かれ）、作り縫はな」と詔りたまひて、「今は国引き訖へつ」と詔りたまひて、意宇社（おうのもり）に御杖（みつえ）衝（つ）き立てて、「意恵（おえ）」と詔りたまひき。故、意宇と云ふ。
付言		謂はゆる意宇社は、郡家（こおりのみやけ）の東北の辺、田の中にある塾（つかさ）、これなり。周八歩許り。その上にひとものきありて茂れり。